

令和2年9月11日 生活環境委員会 議事録
9時58分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 北地 範久

副委員長 日域 究

委員 細川 雅子、藤川 和弘、原田 孝徳、中川 智之、賀屋 幸治、
和田 芳弘

○欠席委員 なし

○北地委員長 おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶を頂きたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○北地委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会の質疑につきまして、会議規則第56条の規程により3回までとなっておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げますとともに、再質問の必要がないように簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

答弁をされる場合は、委員長が指名をいたします。職名等の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから答弁されるようお願いいたします。

また、発言をされる際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づけて発言をされるようお願いいたします。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第72号令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、日程第2、議案第73号令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び日程第3、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件については、関連がございますので一括審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定させていただき、本3件を一括審査といたします。

補足説明がない旨、連絡を受けていますので、これより質疑に入ります。

本3件に関して、質疑の通告を受けておりますので発言を許可いたします。

挙手をお願いいたします。

藤川委員。

○藤川委員 おはようございます。よろしくようお願いいたします。

上下水道事業年報24ページの表なんですけども、取水量、送水量は、ばらつきがあるものの大体、同じぐらいです。次亜塩素酸ソーダ使用量が10月分だけ倍近く増加しているのはなぜなのかなと、と疑問に思いました。調べますと、年報16ページの右下に追塩設備、浄水場で注入された塩素は時間がたつと薄くなるため、濃度を確認し追塩されますとあります。これが理由なのでしょうか。

ちなみに、令和元年度は10月が倍近い数値になっておりまして、平成30年は8月と3月が倍近い数値になっております。平成29年は12月が倍近い数字になっておりまして、平成28年度は10月・2月・3月が倍の数値です。平成27年度は5月・12月・3月が倍近い数値です。8月は極端に少ない数値が出ております。不規則に数値が倍近く増減している理由をお願いいたします。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 次亜塩素酸ソーダの量が、月によって倍近い数値になったりしていることなんですけども、この次亜塩素酸ソーダは、防鹿水源地から市内に水を配る、配水するための大本となります、三ツ石地区にある三ツ石調整池で、水道法で定められている、消毒を行うために使っております。おおむね1か月に1度、1立方メートル程度、補給しておるわけなんですけども、次亜塩素酸っていうのは約1カ月で使用してなくなってしまうので、例えば、月初めに次亜塩素を補給した場合に、たまたま10月だけ月初めに補給した後、月末に少なくなり、不足して、10月だけは2回補給をしたことにより、11月以降は、月末に補給をするサイクルになったということで、施設とかの水質、そこに不具合があって塩素の量が増えたということではございません。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。数字に疑問が生じたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

続いて、関連になるんですがお聞きかせください。本会議の一般質問でも、お二人の議員が質問されておりました。新町雨水排水ポンプ場計画についてですが、7月に議会報告会がありました。今年は6カ所の会場で議会報告会をさせていただきましたが、その中の会場でエスポワールおおたけ。どの会場よりも参加してくださいました。市民の方が多かったです。その理由は地域テーマが新町ポンプ場雨水排水対策についてだったからだと思っております。それだけ市民の皆さんが新町ポンプ場雨水排水対策に関心があるからだと思えます。

議会報告会の要望や御意見を、少しまとめ言わせてください。新町雨水排水ポンプ場の話は、もうみんな知っている。あとは、やるか、やらないかの時期に来ている。計画だけで終わらず、ここまで来たらやり遂げてほしい。10年後、20年後にポンプ場ができるか、できないかも分からないことより、土管を引いてすぐにでも雨水対策をしてほしい。大竹は住みよい町ではない。息子も住みたくない。水が来るから嫌だと言っている。排水管を増やすより太くするなり対応をしてほしい。その中でも一番多かったのが、生きていく間にはできない。これが一番多かったです。ほか多数の御意見を伺っておりますが省略しま

す。

また、市民の皆さんからの御質問もたくさんありましたが、その日は納得していただける答弁はできませんでした。

市民の皆さんにお応えするために、お聞きかせください。新町雨水排水ポンプ場に関する調査、小瀬川左岸への放流管占用協議に関する調査委託業務でしたかね、予算が出ていたと思うんです。業務委託を発注すると聞いておりますが、発注はお済みでしょうか。

それと、発注内容を教えてください。

また、結果が分かれば経過報告として、市民の方に説明の予定はありますか。よろしくをお願いします。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 新町の雨水排水ポンプ場の整備事業の計画でございますけども、現在、新町雨水排水ポンプ場の位置であるとか、配水経路が平面的に示されておりますけども、現時点では詳細な計画は定まっている段階ではございません。今後、計画を進めていくためには、予備設計であるとか測量調査、詳細設計など、いろいろ手順を踏んで進めていかないとはいけません。新町雨水排水ポンプ場とそこに至る配水についても、整備していかないとはいけないわけですが、狭い道路であるとか家屋が立ち並ぶ地区に、大きな管路を敷設する必要があるということ。また、道路内には工業用用水管であるとか上下水道管また地下の通信ケーブル等々、支障物件も多くあると。さらに、用地買収も必要になりますので事業を進めていくためには、いろいろ課題があると考えております。

これらの課題の中でも、小瀬川への排水方法、新たに護岸に穴を開けて大きな管を出すということで、これは、なかなか容易な話ではなくて、ハードルが高いと考えておまして、当面はこの部分について整理をしていく必要があると考えております。小瀬川への排水口についてですけども、遊歩道が整備をされた等々、現地の状況も変化したこともございます。現ルートのほか既設の市道内へ、そういった排水管を敷設することが可能であるかについて、概略になりますけど、今年度は検討したいと考えております。この業務ですけども、現在、発注に向けて準備をしているところでございます。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。まだ、発注はしてないということですね。分かりました。ありがとうございます。

私は新町地区に住んでいるんですが、地元からもこの問題は強く言われております。新町地区だけではなく、水害に困っている地域の方がおられます。ぜひ一刻も早く、発注をしていただいて、地域に一回顔を出していただき説明してほしいと思います。一般質問の答弁にありましたように、財政や人員の問題があるのはよく分かりますが、優先順位を少しでも上げていただいて、少しでも早く対応していただければと思います。大雨が降ったときに、我が家が浸水する恐怖と不安を、一刻も早く取り除いてあげてほしいと思います。

最後に質問します。発注はいつ頃の予定で、その内容について、もう少し詳しく教えて

いただければ幸いです。

○北地委員長 どうぞ。

○長久工務課副参事兼下水道係長 上下水道局工務課副参事の長久です。

現在、新町雨水排水ポンプ場経路検討業務ということで、既に設計書はあって、今度、入札準備の合議に入っております。発注に関しては、手続の関係がありますので、通常の期間でいいますと10月頃には入札ができるのではないかと考えております。内容につきましては、今、課長が説明したと思うんですけども、現在、示しているルート以外にも、現在ある市道内に排水管を敷設することが可能であるか、また、護岸のほうも今のルートの先に行くと、遊歩道のちょうど降り口になっておりますので、太田川事務所とも協議の上で支障になっておりますので、別ルートでの検討もする予定となっております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

中川委員。

○中川委員 おはようございます。私のほうからは何点かお聞きするんですけど、水道会計です。素人の私でも分かるように教えていただきたいんですが。

まず、現在、策定作業中の公営企業経営戦略策定業務が令和3年2月26日までになっている計画です。そこにおいて、今、広島県水道広域連携という話を近々、方針を出さなければならぬと思うんですが、その策定業務の進捗状況と併せて、その辺の考えはどうなのかということ、一つお聞きしたいと思います。

それと、この水道事業年報の31ページですけども、料金の2の表の年度別水道料金収納状況で、元年度の未納額が飛び抜けて、過年度より高額になっているんですけど、表の見方がよく分からないので、収納率は96%になっているんですけど、これがどういうことなのか、これから徴収されるんだと思うんですけど、この理由と。

それともう一つ、年報の47ページに、単純に計算してどうなんだということで聞かれますが、2の表の年間総処理水量から単純計算すると、不明水量が40%を超えるのではないかと考えたんですが。多分、違うと思うんですけど、不明水量がかなりあるようにお聞きしていますので、その不明水量の対策をどのようにお考えか。

以上4点、お聞きしますので、よろしくお願ひいたします。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 まず、1点目の経営戦略について質問があった件について、お答えいたします。契約自体は令和3年2月26日までということで情報として、計算書も入っているんですけども、現時点の状況と予定を申し上げますと、詰めの作業にかかっています。事業量の数字の入れ方とか事業内容の記載方法など協議している段階です。今後は令和30年度までの計画である経営戦略、水道、工業用水道、下水道事業でも汚水と雨水があります。そういったものの計画を12月までには策定を終了したいと考えております。当然、その計画がないと私どもも新年度予算ということになりますので、計画が先で、予算が次ということになりますので、12月までには作成し、議会に説明させていただけるような工程で頑張っております。

それと、広島県水道広域連携との絡みもあるんですけど、広島県水道広域連携の方針を決定するために必要な、特に水道料金の推移については先行して作業をして、できるだけ早く広島県水道事業広域連携の方針を、議会に説明できるようにしていきたいとは考えております。1点目につきましては以上です。

2点目の、年度別料金収納状況で未納額がかなりあるという御質問についてお答えいたします。令和元年度の上下水道事業年報の31ページと、51ページにも同様に下水道の収納状況が出ておるんですけど、年度別料金等の収納状況は、令和2年3月31日現在での収納状況を表にしております。というのは、企業会計は一般会計と違って、4月・5月の出納閉鎖期間というのが存在しません。企業会計は、あくまで3月31日時点の数字ということになります。したがって、令和元年度の未納額がかなり多いという理由については、具体的に申し上げますと、大手企業には、常時お使いいただいているんですけど、そういった分が、具体的に言いますと収納確認が3月31日に取れず、4月1日に取れたといった関係で数字が多くなっています。実際、収納率については99%収納されております。収納状況については、ここ数年こういった状態が続いておるのが現状でございます。

以上です。

○北地委員長 長久副参事。

○長久工務課副参事兼下水道係長 下水道管への不明水の改善・対策についての御質問について、お答えします。下水道管への不明水、雨水、地下水等ですけれども、これが大雨のときに管内に流入しますと管内が満水になってトイレが流れにくくなったり、末端の下水処理場への大きな負担となっておりますので、改善の必要があるというのは従来からの認識でございます。今年度につきましては、玖波地区の2つの団地において、侵入水等の調査を行っております。また、各汚水中継ポンプ場での晴天時・雨天時での稼働時間からの不明水の分析、下水道幹線の二系統について管内調査を行う予定となっております。地面の下での調査ですので、不明水流入の経路や箇所を特定するのは、時間と手間がかかっております。今後も不明水の流入が疑われる区域の調査や絞り込みを行っていき、流入の減少に向けて、取り組んでまいります。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 ありがとうございます。大変な作業をされているということが分かりました。広島県水道広域連携ですが、単に水道料金が高くなるというだけではなく、管路の設置とかいろいろな面で、プラス・マイナスとかあると思うのですが、今後、50年・100年を見据えた事業になってくると思いますので、どうか慎重にこちら側も判断できるような材料とか数字とか示していただければと思います。大変な作業ですけれども、よろしく願いすることを要望して終わります。ありがとうございます。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。水道事業の関係で有収率が示されておりますけれども、これは令和元年度、有収率78.6%でございますけれども、平成30年度から比べると2.6%下がっており、過去10年間の推移を見ますと、大体80%前後で推移をしておるわけでござ

ざいます。全国平均で見ますと約90%の有収率というのがあります。それに比べると、大竹市は10%近く低いという状況が続いておるわけですが、この低い原因、これは管路の老朽化による漏水があるということは認識しておりますけども、その老朽化対策をどのようにしていくのかということでございます。あと、昨年度の漏水修理件数。それと、ここ数年間の漏水件数の推移、増えているのか、減っているのか、分かれば教えていただきたい。

それと、有収率を上げるためには、先ほどの老朽管の更新を進める必要があるということで、法定耐用年数を超えたものはたくさんありまして、法定年数が来たからやり替えるということには、なかなかならないということも理解しております。しかしながら、管路の経年化率。つまり、どのぐらい耐用年数が来ているのかという率でいきますと48.62%。約半分ぐらいがもう耐用年数が来ているという状況でありますので、それに対して更新率は0.28%。これは監査のほうからの指摘もありましたけども、そういう非常に低い水準で更新をしているということでございます。大体、全国平均でいきますと、更新率は約1%ということで、100年間で全部を更新できる状況かと思えますけれども、これに比べ大竹市の場合は、ここ数年ずっと0.1%台で、令和元年度は0.28%で、少し上がったんですが、それにしても低いと。更新する上では、やはり費用と、技術職員がついてないといけなこともあって、なかなか体制が取れてないのではないかと思います。それは、平成31年度、技術職員が10名から7名に減員になってる。一遍に3人も減少していることで、なかなか職場の中でも1人当たりの職員に対する仕事の負担が大変大きなものになって、とても手が回らないということで、漏水して現場に水があふれると、緊急に直さないといけな。計画的に直していこうということが、なかなか進んでないのかなと思います。

そこで、本来、管路の更新計画というのは持っておられるかと思うんですが、先ほど言いましたように、毎年1%ずつ更新するというのではなく、いろんな古い管路の中でも種類がありますので、そこでどうしても更新を優先していかないといけなような、優先順位をつけた更新計画というのがあるのか、ないのか。あればまた、別の時期でもいいんですが示していただきたいと。どの程度の種類が、どういう管種が、特に漏水を起こしやすいのか、事故を起こしやすいのか、そのあたりも分かれば教えていただきたい。

それと、先ほどの人員の件ですけども、この3人減になったまま、このままずっと推移していくのか、それとも人員の体制を強化してもらえるのか、その辺りの考え方。それに関連しまして、例えば管路の更新工事の発注方法として、職員が設計から施行、全ての検査まで、手をかけていたのでは大変な作業量になるでしょうから、職員への負担軽減のために業者に設計責任施行という形で、発注ができないのか。民間あるいは他の事業体でもそういう手法を取っているところあるかと思うんですけども、水道管ですから圧がかかってますから、管と管をつないでしまえば、あとバルブを開いてその漏れがなければ大丈夫ということで、かなり施行の安全性の確認は取れていくんだろうと思うので、民間でできることは民間に出して、アウトソーシングでどんどん更新のスピードを上げていくことも考えられるのではないかなということ。

以上、五つになるんですが、1点目に漏水の修理件数、漏水件数が何件あったのか。2

点目にここ数年間の推移はどうか。3点目には管の種類による更新計画、優先順位をつけた更新計画はあるのか。4点目に今後の技術職員の体制はどうか。5点目に業者への発注方法を責任施行で発注はできないのか。この五つについてお願いします。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 まず、1点目及び2点目の漏水件数、推移と併せてでございます。平成29年度からになりますけれども、平成29年度から31年度までの3カ年。道路内での漏水件数は年間21件から27件発生しております。令和2年度8月末で17件発生しています。このうち、上下水道局が管理します配水本管からの漏水というのは年間5件から10件発生しております。令和2年度は8件。少し多い数字になってます。これ以外については、個人の方が家に水道を引き込むための個人設備となる給水管からの漏水ということで、道路内で発生をします漏水の5割から6割は、個人が管理すべき給水管からの漏水という状況でございます。

3点目、管路を更新していくまでの優先順位等々でございますけれども、水道管の法定耐用年数というのは40年になっておりますけれども、この耐用年数を過ぎたらすぐ使えなくなるというわけではございません。管種とか管路の敷設環境によって、管路の劣化状況というのは変わってくると思います。このため、管種ごとに実使用年数を設定しまして更新計画を策定しております。例えば、鋳鉄管であれば50年から80年。塩ビ管は漏水しやすいということもあって、40年を更新基準として考えております。更新計画では今後5年程度については、あらかじめ予定は示しておりますけれども、現在、岩国・大竹道路の事業が実施されており、これに伴う管路の使用移転を優先して、施工していかないといけないということがございまして、まずはこの岩国・大竹道路に係る使用施設の移転を優先するような計画になっております。それ以外では、御園とか黒川とか新町で、よく漏水が発生をしている所を優先して、管路の更新をしていく計画にしております。

どういった管が漏水しやすいかということですが、やはり塩ビ管からの漏水がかなりのウェートを占めております。比較的管の口径の大きい塩ビ管です。あとは、さび水がよく発生するような鋳鉄管。こういったものを優先して敷設替をしていく予定にしております。

4点目、技術職員の体制、そして5点目、発注方法でございますけれども、平成31年度に2名の正規職員が退職、1名が再任用職員から臨時職員となり3名減少しました。この職員の減少につきましては、大竹市に限らず、多くの自治体でベテラン職員が退職するとか、次世代を担う若手の職員が少なくなるとか、また、経験を積んだ職員が人事異動で水道事業の現場を離れているということで、人材の確保とか育成、技術力の定着というのは、全国的にも課題になっております。今後、計画的に実施していかなければならない水道施設の老朽化対策に伴う業務量の増大や、災害などの危機管理対応の要員確保。そういったことに対して人材育成を行っていく必要がございますので、技術職員の計画的な採用と併せ、先ほどお話のありました、工事発注方法の効率化の取り組みをしていく必要があると考えております。

今、お話のありましたような工事発注方法の効率化の一つとして、設計・施行一括発注

方式。DB方式と言うんですけども、これを導入することによって、これまでのように設計と工事を分けて発注する場合と比べて、発注者の業務量の縮減であるとか、工期の短縮。効率化が図れることが期待できるとされております。この方法は、管の比較的、口径の小さい工事を対象として標準数量を基にした概算数量、これで設計・積算をしまして、これに詳細設計業務を加えて、水道工事店に発注をすると。水道工事店が作成をした実施設計、詳細設計を基に施行。最終的には出来高数量に基づき精算設計を行う方式になります。

この方式については、他の事業者でも今、モデル事業としてやっておられまして、今後、実現性の議論とか検討がされていくんだろうと思われまして。大竹市内では、水道工事店の人員が少ないんですけども、大竹市において、この方針がすぐに採用できて効果があるかというのは、分かりません。今後、技術職員が一気に増えるという状況がないことから、工事発注に関する業務をどのように効率化して、施工量を増やしていくかが、老朽化対策を進めていく上でも重要と考えております。検討材料の一つと思っております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。今、老朽化の関係で漏水の発生件数が、思ったよりも少ないかなと聞いて思ったんですけども、確かに本管であれば、すぐに大きな漏水になり早急に修理をしていかないとイケませんが、個人が管理する給水管については、漏水の状況にもよりますけども、発見しにくいということもあって、その関係で今も目に見えない水が漏水していると、そういうことで、発見できないから修理もできないということで、いわゆる有収率が、回復しないんだろうと考えますけども。水道事業として水を売るわけですから。赤水で、さび水で売れないものが発生するというのが一番あってはならないことだろうと思うんですけども、一番、赤水が多く出る地域というのは大体、特定はされてるんだろうとは思うんですけども、優先順位というのは、どのようには考えてられるんですか。どのぐらい今、修理といいますか管の更新ができているのか。まだ、どのぐらい、赤水対策でやらないといけないところがあるのか、この辺を分かれば、お願いしたいと思っております。

それと、DB方式。設計施工一括発注。これについても、早急に取り入れていただいて、試験的にも今年度ぐらいからやってみようということで試行してもらいたいと思うんですけども、業者も、大竹市内の水道工事店で能力があるかどうかというのも、疑問もあるとこありますけども、やはり業者の育成ということも考えて、そういうことがどんどん発注をされていけば、技術的にも業者のほうの人材育成にもつながっていくんだろうと思しますので、できるだけ積極的にその辺りを取り入れて、やってみていただきたいと思っております。今の赤水の件と、分かればお願いします。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 特に、さび水、赤水が発生する地区は、記憶にある地区でいいますと元町三丁目・四丁目の辺りが多いと思っております。あとは、白石地区も漏水が多いということで、そこを優先してやっていく、敷設替をしていきたいと今、計画しております。あと、南栄三丁目、ここ近年、さび水が出るのが多い地区になってます。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

○和田委員 2点ほど。年報の52ページなんですけど、下水道使用料の推移で、水道水以外の汚水。これは井戸水の使用等か雨水とかいろいろあるんですけど、どういう汚水ですかね。

それと、水道水以外の汚水で、平成4年4月に料金改定してます。これは、1世帯4人までが1,520円、1人増すごとに380円とありますが、それ以降、料金を値上げしていないみたいなんです。この理由があるんですか。そこを聞かせてください。

あと、もう1点。決算書94・95ページ。大竹市の下水道使用料。これは年間4億4,236万8,125円。この年間有収水量で割りますと、立方メートル当たり約155.3円になると思います。それに対して、和木町下水処理手数料が6,990万8,271円。それを和木町からの受入水量で割りますと、立方メートル当たり約44.5円となると思うんですけど、大竹市の下水道事業への負担が、結構大きいと思うんですよね。これは何か理由があるんですかね。そこ聞かせてください。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 まず、1点目の年報のことをお答えいたします。令和元年度上下水道事業年報の51ページの下にある、水道水以外による汚水についてですけど、これについては、まず、主には井戸水を対象にしたものを想定していたんですけど、平成4年4月以降の値上げについては、平成8年4月の料金改定時におきまして、当時、漁業集落排水とか農業集落排水、漁業集落排水は平成8年、農業集落排水は平成10年から栗谷町で始めているんですけど、そういったことも見越して、平成8年4月1日に大竹市公共下水道及び漁業集落排水処理施設の水道水以外の水の使用水量認定要綱を制定しまして、これに基づく認定基準により、使用水量を認定することになりました。具体的に申しますと、井戸水を使っている世帯が1世帯1人の場合は、月当たり15立方メートルですと、1人増えたら5立方メートル増えて、2人世帯で言えば20立方メートル、月当たり計算させていただきますという、水量を認定する要綱をつくりました。したがって、水量を認定することによって、下水道使用料が上がれば同時に上がっていくこととなりますので、実際、値上げは平成8年、平成11年、平成16年、平成19年、これは51ページの下水道使用料の改定の時期、それと市民からすれば、当然、消費税率の引き上げのときも値上げしていますので、平成26年4月、消費税率が5%から8%になったときや、令和元年10月、8%から10%になったときも、料金については値上げしているものでございます。

次に、決算書に基づきまして、和木町下水処理手数料についての御質問をいただきましたので、その件についてお答えいたします。数字につきましては、和田委員がおっしゃったとおり、和木町のほうが少ない数字になっております。この理由を申し上げますと、大竹市は下水処理場だけにお金を充てているのではなくて、管、ポンプ場を含む管渠の維持管理も含めて充てております。和木町から今度見ると、あくまで処理場に対してだけのお金で、和木町内の管、ポンプ場について、和木町が直に負担していますので、そういった差がありまして、数字的な開きがあります。実際、和木町の負担割合は28%と決めています。和木町からの流入量と全体の量は、実際には21.2%という数字が出てまいります。こ

れは、そういった観点からいきますと和木町側が負担が少ないと、今は認識を持っておりませんが、これは過去の実績数字とかを用いまして、28%数字というのが随時、変えていきますので、当然、公平な負担をお願いするということで今後もやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○北地委員長 和田委員。

○和田委員 それで、和木町の下水処理手数料を見ますと、平成30年度と比べて令和元年度が1,400万円ぐらい増額しています。これは何年ごとに、料金改定する決まりがあるんですか。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 すみません。少し説明不足があったので、お答えいたします。

下水処理場の維持管理に係る費用、例えば下水処理場自体、大きな修繕とかあれば維持管理の中に入れていきます。今、そういう関係がございまして、年によって実際に下水処理場に係った費用が変わるといふのはあります。大きく変わったら負担が28%とお願いいたしますので、全体が変わったら増えるということになります。それが令和元年度に起きたということでございます。

以上でございます。

○北地委員長 和田委員。

○和田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。終わります。

○北地委員長 他に質疑は。

日域委員。

○日域委員 一応、通告してますんで二つほどお願いします。

前から言ってます、県用水の問題ですけども、時々、思い出してあちこち聞いたりするんですがね。ああいう新しいことを始めるときに当初の負担があたりして、それをいろんな形でどっかに付加するといふことはあるのかなという話を、この前も県の人としてましたけど。ただ、行政同士の話として、物事の負担をするのであれば、そこに明文化した取り決めがあるだろうと思うんですけども。見たら毎回、これは何かあるのかな。若干、増え気味ですよ。1億円弱ぐらいだったのが気がついたときには今、1億円超えて1億200万円となっておりますけども。どっちにしても、もちろんこれは実際の水量だと思えますけども。その水量を大竹市が買っていることについて、やっぱり根本的な取り決めがあるんだろうと思えますけども。単に必要だから買うって言うのであれば、必要ないよねっていう選択肢もあるんでしょうけども、約束事として買わざるを得ないんだろうと思えますけども。そこにどういうものがあつたのか、教えてほしいと思えます。

それと、今度は小さなことですけども。個人が水道局から水を買うときに、水道のメーターとか配管とか設置するではないですか。今朝、条例見てきましたけど、量水器の設置は管理者が場所を指定すると書いてありましたが、どういう場所を指定するんか、大体、分かっているから確認の意味で聞くんですけども、質問してみたいと思えます。

それと、先ほどの中川委員の質問の未収金額、未納額。あれを私、聞いてまして理解で

きなかったんで聞いてみたいんですけども。例えば、土曜・日曜に当たれば、例えばその日に納期が来るものは普通、翌日になりますよね、支払い義務日は。でも、あくまでも3月31日決算であれば、その日に入っていないわけですから、それは会計上は未収金に上がると思います。そうかなと思ってみたら日曜日でもなかったんですけど。把握するやつを一月後でもいいわけですよね。決算するときに通常、引いて書いてみて、これは4月に入ればといや3月31日現在は未収です。4月1日に入るので3月31日に入ったことにするという結果だけはありませんから。だから、さっきの御答弁では把握するのが遅れたとか、連絡が遅れたとかいう話だったけど、そういうことは会計上、絶対にあり得ない話ですから。何か私の聞き違いかもしれませんが、もう一回、確認したいと思います。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 メーターの設置場所の指定でございますけど、基本的には検針しやすい場所。あと、道路、敷地との境からなるべく近い1メートル以内ぐらいに設置してもらえるようにお願いしてはいますが、建物の建て方によってメーターが奥に入ったりということはありますけども、基本的には自分の土地に設置してもらう。なおかつ検針しやすい場所に設置してもらう、というのが原則でございます。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 すみません。まず、3点目の質問の未納額についてお答えさせていただきます。実務的な話も含めて説明させていただければと思いますので、細かい話になって不明な点がありましたら、また再度、説明させていただきます。

具体的に収納の時期を定めている規程がございます。実際、2ヶ月に一回の徴収を大竹市はしております。そうした中で大竹市水道条例施行規程の中に、いつまでに収納しますかという日付、納期限ですね。第1期から第6期まであるんですけど、第1期から第5期までは月末としております。一番最後の分、第6期、これが3月25日としております。推測であるんですけど、以前は収納確認が割と早くに取れていた。実際、例えば広島銀行の福山の支店に納付しました。納付書の話なんですけど。納付書のデータは、広島銀行の本店にまず行きます。本店から四国銀行の本店にいきます。四国銀行の本店から私ども指定代理人の大竹支店に来て、初めて収納確認が取れる作業をしております。一般的には5営業日で確認は取れると言われてはいますが、3月25日の後に土・日が入る関係でどうしても4月1日になって確認が取れたということで、3月31日時点では確認が取れず未収という経理にしております。実際、納期については3月31日の場合、土・日の関係があるので、それでは4月1日が納期限です。というのはない形に整理しております。

ただ、以前と比べて銀行のサービスなどが変わってきた。ただし、これが数年間続いているので、その点について改善するべきところは改善していかないといけない、というのが、ちょうど来年度に向けて、うちも納付書払いについてコンビニ納付も今、考えているちょうどいい時期なので、その辺はまた、やっぱり私ども企業会計にとって3月31日、大事な日ですから、その日に収納の確認が取れるような、事務的なこととなりますけど、納期限の設定を考えないといけないのかなと、今は考えております。

続いて、1点目の質問にお答えいたします。いつからというのが的を外れていたら申し

訳ないんですけど。具体的に言うと、一番最初は平成2年3月29日付で広島県公営企業管理者と大竹市の市長が協定書を結んだ。これが一番最初かなと思います。直近で言いますと、3年に一回ずつ、協定を結んでいまして、令和2年2月26日に広島県の公営企業管理者と大竹市長が令和2年から令和11年までの協定を今、結んでおる状態でございます。お答えになっているか自分自身、分かってないところがありますが答弁とさせていただきます。

以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 メーターの件ですけども、基本的に需要者ですよ。買う方の所有地っていうのは大前提です。例外的なものはまずないですね。もちろん家を借りていれば本人のものではありませんが正当な占有地だと思いますけども。道路ではいけないですよ。絶対に。道路とか他人の土地であれば所有者の了解。公有地を貸すってことは一般でも、市営住宅は違いますけども。公有地っていうことはまずなくて、道路もまずなくて、民地であって需要者の土地だというのが多分、全部だと思いますけども。例外があるとしたら、何かなくなっていうのを、教えてください。

それと、県との協定については、また見せてください。本当に協定はこうする、ああするって、判押したらそうですけど、何でっていう売上げが5億円ぐらいの会計なんです。そのうちで1億円を買ってるんですよ。漏水がいっぱいあってもまだ水は余っているんです。だから、ある意味では買わないでええじゃんかっていう思いが当然、起こるんです。そこには何かの必然性がある、なければ説明責任が果たせませんから。いやしょうがないので、ぺたっと判を押したんだから、というのはまずいなと思って。また教えてください。急いでの話ではありません。

それと、さっきの中川委員の質問に対する答弁の説明ですけど、連絡をくれるというのが分からないですけども。例えば、銀行の残高証明を見て、幾ら銀行からの通知が遅れても3月末現在に収納が口座に残高があって、そうしてそれが未収金というたらバランスシート合わないですから。売掛金があってそれが現金で入ってくるわけですから。これ会計の基本の基本ですよ。決算するまでに銀行から通知もないし、口座にも入ってないと言うんだったら把握できなかったってありますけども。今の答弁は出納閉鎖期間という役所の頭が残ってる気がします。私から見たら絶対にあり得ません。もう一回お願いします。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 メーターの設置位置の話でございます。家屋へ上水道を引き込む給水管と、これはもう各個人が管理すべき設備ということで、基本的には自分の土地へ入れるというのは原則でございますけども。メーターも同様に自分の土地へ設置するのが基本ですけども。ただ、敷地の条件等で、どうしても人の土地を通らないと引込みができないということがないこともない。そういった場合は、先ほども言われたように、土地の地権者さんの承諾をもらって、設置するという場合はあると思います。メーターについても同様に、例えば敷地いっぱい、ぎりぎりに家を建て、メーター設置する場所がないとかいうようなことが考えられますけども、そういった場合には自分の敷地外に設置し

である場合もあるかもしれません。ただ、近年はもう、みんな自分の土地に入れられておりますし、近年でそういった道路とか他人の土地とかいう設置した例というのは記憶にございません。全部、自分の土地に設置していると思います。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 すみません。収納のことについてお答えいたします。議員、言われるとおり、疑問に思う部分については私もそう思います。ただ、今、料金を入れていただいている納付書全体が、まず12,000件ぐらいです。ほとんどが口座引落しでいただいています。あと1割ぐらいが納付書で御支払いくださいということで、希望者には当然、会社にも会社の希望で納付書を送らせてもらっています。今回、収納で4月1日に確認が取れたのが大きいところでしたので、その例を申し上げますと、やはり大手の企業の取り扱いの銀行で、まず、収納代理ということで納付書で払っていただいて、そのデータ自体が、例えば私個人が誰かに送ろうと思ったときに電信だったら、振込手数料は高いんですけど、すぐにできますよ。ただ、遅い方法を選択したら安くなる。そういった部分で実務的に何日かずれが出ているのかなと認識を持っています。詳細については調べていきたいと思うし、少し疑問に思うところもありますので、改善していきたいとは考えております。

以上でございます。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 ありがとうございます。私の体験談を一つ言いますと、水道会計は企業会計と言いますよね。昔は水道の職員が退職しますよね。退職金を払ったそのときに繰延資産に上げるんですよ。繰延資産に上げて、それから経費を5年間で落とすんです。会計のルールからいったら、すごくおかしいんですよ。それを1回、本会議で質問したことがあるんです。そしたら、その担当の方のおじさんが会計事務所やってるんです。年末におじさんに聞いたら民間があんなことしたら手が後ろに回るって言われたよねって正月明けて言っていました。これは立ち話ですけどね。でも、公営企業会計はそれを認めてたんですよ。それから、がらっと変わりました。だから、ひょっとしたら、この水道会計は公会計って言いながら、企業会計って言いながら、いわゆる民間の企業で行う会計とは違ったりして、その後、大改正されましたけど、私が偉そうに言っても、これはこうなのよねって、どっかで決まっとるかもしれない。それは、また改めてやりたいと思いますんで、ありがとうございました。

○北地委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本3件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 他に討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本3件を一括採決いたします。

議案第72号令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案

第73号令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を原案のとおり可決及び認定すべきものとし、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてを原案のとおり認定すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおりとすべきものと決しました。

それでは続きまして、日程第4、議案第76号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますでしょうか。

賀屋委員。

○賀屋委員 すみません。通告書は出していないんですけども、先ほど公共下水道事業会計で28%和木町の負担割合を協定で交わしているとありましたけども、それに関連をして、議案の76頁、補正予算算出資料を見ると大竹下水処理場共同処理整備に係る和木町負担金が703,000円、大竹市の負担金が2,355,000円と備考にあるんですけども、これ割合でいくと和木町の負担が23%になってるんですよ。計算したらそうだったんで、28%と言われた部分が基本的な協定で負担割合を決めたもので、違うのかなと感じたんですけど、23%になった理由があれば教えていただきたいと思います。

○北地委員長 長久副参事。

○長久工務課副参事兼下水道係長 負担割合について御質問にお答えします。和木町との下水の終末処理場に関わる負担率に関する協定書というものがございます。これに関して処理場の維持管理、修繕に関わるものについては28%。終末処理場の改築更新等に関わるものについては23%。当然、改築更新に関わるものについては、国庫負担金も入っておりますので、そのような形になったのではないかと考えております。今回の都市計画変更事業認可については、処理場の改築更新ということに当たります。それで今回は23%ということで和木町とお話しております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 はい、分かりました。別の協定で決められていたということですね。この補正予算では、いわゆる事業認可の変更の業務委託ということでございますけども、この後、実際にどういう改築をするのかという設計なり発注し、それに基づいて工事を発注するようになると思うんですが、今後のスケジュールというのが分かれば、いつ発注をして、いつ完成するのか。そのあたり予定を組んでおられるかと思うんですがお願いします。

北地委員長 長久副参事。

○長久工務課副参事兼下水道係長 今後のスケジュールということで御質問にお答えします。今年度、処理場に関するし尿処理場の統合に関する基本設計・基本構想というものを、出ささせていただいて、その資料を基に、成果品を基に都市計画変更事業認可を今年度中に行う予定となっております。来年度、下水道事業団のほうに事業自体の委託をいたしまして、来年度、今回の工事の詳細設計・基本設計を発注する予定となっております。こちらが細

かい設計の打合せを今しているんですけども、約1年かかるということで話をしています。これが来年度いっぱい、もしくはもう約1年間と少しかかる予定となっております。その後、設計承認をしまして、工事を発注する予定になっております。細かい日付等は基本設計・詳細設計の打合せにより行う予定になっております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代ございますか。少し時間を頂きます。

〔説明員交代〕

○北地委員長 それでは続きまして、日程第5、議案第77号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））、日程第6、議案第78号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））及び日程第7、議案第79号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））の3件については、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 それでは、そのように決定させていただき、本3件を一括審査といたします。

補足説明の申し出を受けております。補足説明をお願いいたします。

山本部長。

○山本建設部長 補足説明ございますので、お手元の資料を基に、担当のほうから説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○北地委員長 小田課長。

○小田監理課長 それでは、私のほうから補足説明のほうさせていただきます。本日、資料といたしましては、資料1から資料6と、カラーのパス図を用意させていただいております。

まず、資料1・3・5についてでございますが、こちらは上側に、ホームページ等から

抜粋しました会社概要を、また下側の実績につきましては、公共工事等実績検索システムにより抜粋したものを記載しております。

それでは最初に、議案第77号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））について説明させていただきます。こちら、株式会社浅沼組の会社概要です。資料1でございます。所在地は大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号でございます。代表者は浅沼誠です。会社の設立は昭和12年6月15日となっております。資本金は96億1,476万1,866円でございます。資料の下側に記載しております入札時におきます施行実績要件としておりました鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の延床面積3,000平方メートル以上、また、10億円以上の工事の実績を記載しております。

資料2は入札調書です。こちらにつきましては、ホームページで公開しております。建築主体工事の入札日は8月12日となっております。落札率でございますが、本件あるいは後ほど説明させていただきます入札につきましては、落札率の低下あるいは積算能力の向上を期待しまして、予定価格を契約締結後の事後公表としております。率としましては、おおむね80%という状況でございます。

続きまして、議案第78号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））の関係でございます。旭日電気工業株式会社の会社概要です。所在地は東京都世田谷区新町一丁目21番12号です。代表者は富井弘之。会社の設立は昭和9年5月9日となっております。資本金は、2億7,600万円です。資料の下側のほうに入札時におきます施行実績要件としておりました延床面積3,000平方メートル以上、2億円以上の工事の実績を記載しております。

資料4は入札調書でございます。こちらのほうも入札日は8月12日で、落札率でございますが、おおむね70%となっております。

続きまして、議案第79号、工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））でございます。資料5でございます。山陽空調工業株式会社の会社概要を記載しております。所在地につきましては広島市南区大須賀町19番13号です。代表者は浅田博昭でございます。会社の設立は昭和39年3月17日となっております。資本金は4,000万円です。下側には、入札時におきます施行実績要件としておりました3,000平方メートル以上、2億円以上の工事の実績を記載しております。

資料6は入札調書でございます。こちらも入札日は8月12日に行われております。こちらの落札率でございますが、おおむね90%となっております。

なお、参考資料として最後にカラーのパス図を付けております。

以上で監理課からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○北地委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を受けたいと思います。

発言通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 資料、たくさんありがとうございます。大体、聞きたいことがこの資料で分かる部分もあるんですけども、まず1番に参加要件のこともあるんですけども、入札

参加者に市内の業者は応募しなかったのかっていうのがあるんですが、資格を見ると、例えば建築工事なら1,200点以上とか、あるいは要件で平成22年度以降の実績が3,000平方メートル以上の建築をしておかないといけないとか、10億円以上の実績がないといけないとかあるんですが、その辺でいわゆる、市内業者が参加の要件に満たなかったのか、参加者があったのか、なかったのか。結果的に入社調書の中には、市内業者としては電気設備の中電工の大竹営業所が入ってますが、これも失格となっておりますけども、そのほかの建築のほうで市内業者、建築業者いると思うんですが入っていない、その理由をまず教えていただきたいと思います。

それと、この工事が今、本庁舎耐震改修工事を受けてる業者、株式会社浅沼組広島支店が落札したということで、結果的には、いわゆる、おがたこども園の工事と同じ業者ですから調整ができるかなと思いますけども、本庁舎耐震改修工事の工期が11月26日までと思うんですが、それと工期的にダブりますよね。今回のおがたこども園はこの議決後、契約をしたら工期が決まるわけですけども、工期的にダブってくるということもあって、そのあたりの調整が当然、同じ業者だからうまく行くとは思いますが、どうなのかなと。

それと、今、浅沼組が工事の仮事務所を置いてますけども、そこにこのおがたこども園ができるわけですが、そうすると作業スペースを、どのあたりまで提供するのか。今、駐車場がありますけども、それは全部、潰れるのか。半分ぐらいまで必要なのか。そのあたりと、その出入りがどういうふうになるのか。そういうことが懸念されます。

それと、全部、完成した後に今、駐車場の配置計画が出されてるかと思うんですが、今年の1月28日ですか。業務委託が入札されておりましたけども、その部分で全体の駐車場が狭くなるということもあって、以前、二号線側の中庭を駐車場にしてはどうかという話もあったかと思いますが、そのあたりどのように配置が変わっていくのか、お考えがあればお願いしたいと思います。

それと、さっきの予定価格は契約後でないと発表できないということもありましたけども、おおむね、落札率が80%、70%、90%ということでございますけども、1件だけ低入札への聴取が、調査がされたのかなというふうに落札率を聞いて思いますけど、その中でさっきありました株式会社中電工大竹営業所が失格になってますけども、その失格になった理由が具体的にこういうことがあったから失格なんだということが分かれば教えていただきたいと思います。

○北地委員長 小田課長。

○小田監理課長 最初の質問にお答えさせていただきます。建築主体工事の関係でございます。今回の工事内容を踏まえまして、先ほど委員からお話ありましたように、面積要件あるいは建物構造等を考慮しまして、いわゆる総合評定につきましては、Aランク・Bランクと言いますが、1,200点以上という形で線引きをさせていただきました。これは構造とか面積等を考慮して、また内容から高度な技術的なもの、あるいは施工能力も高度なものが必要であろうということで、線を引かさせていただいております。面積3,000平方メートル以上で今回の内容、金額を踏まえて10億円以上の工事実績という形で要件にさせていただいておりますけど、Aランク1,200点以上というものでございますけど、こちらに

つきましては市内の支店・営業所ということであれば、その概要を満たすものは1社ございます。ただ結果として、この建築工事につきましては、お示ししておりますように1社しか出てこなかったということと、実際その1社もいろんな、あともう一つの要件として、建築実績という面で。一応、市内営業所のあるものは1件でしたけど、ほかの市内の結果として挙がってこなかったという状況になっております。

○北地委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 2点目の本庁舎耐震改修工事の工期、それから本工事の作業スペースのことについてお答えします。本庁舎耐震改修工事でございますが、工期は先ほど委員が申しましたように11月26日となっております。ただ、現状としましては現場の作業のほうは10月23日あたりに完了する予定で、ここの仮事務所、工事の事務所が10月末に撤去される予定となっております。今回の議案の工事につきましては、工事の発注に当たりまして、市が考える工事の工程表を出しております。これで契約後10月からは倉庫の解体、テニスコートの奥にプレハブの倉庫があります。そちらの解体とか、外構、この駐車場の外構の撤去とか、その辺をやっていただくようになっております。実際、工事に入るのが1月からの予定となっております。ということで、本庁舎耐震改修工事との影響はないことになっております。

それと、作業スペースのことでございます。工事に当たりまして作業スペースを、先ほど言ったテニスコートのところから西側約23メートルの区域を作業スペースで発注を提示しております。仮設ということで、あと工事の機械等につきましては小方ポンプ場のほうの小方4号線並びに小方ポンプ場の敷地を借りながら、資材とか機材を搬入するように考えております。したがって、庁舎に来庁されます市民の方への影響が極力ないように考えております。

以上でございます。

○北地委員長 柿本総務課長。

○柿本総務課長 それでは、本庁舎の駐車場のことについてお答えをさせていただきます。おがたこども園の建設中の駐車場の配置ですけれども、基本的には職員用の駐車場を旧小方中学校の跡地に持っていくということで、来客用の駐車場は今とほぼ同じ台数が確保できると。若干この南側の舗装の駐車場、ここを整備工事する際に、少し手狭なのですが、何とかぎりぎりに行けるかというような状況です。おがたこども園の工事終了後につきましては、おがたこども園の職員数分が増えるんですけれども、これも何とか賄えるような状態と見込んでおります。もちろん、これから工事契約後に詳細なスケジュールとか工事形態というのが再度、調整されるだろうと思いますが、今の時点ではそのように見込んでおります。

次に、正面玄関前の広場と言いますか、そちらについてです。現在、概略設計中でございます。庁舎側の元の噴水があったところについては、段差をなくして、構造物を撤去して安全な広場にする予定です。国道2号側については、今、複数パターンを検討中です。おがたこども園の建設工事の進捗に併せて、どのような形がよいのかを、詰めていきたいと考えております。

○北地委員長 山田課長補佐。

○山田監理課課長補佐兼庶務係長 最後に御質問のありました低入札のことについてでございます。低入札、低価格入札をされた業者は、建築で3社。全社とも低入札、低価格入札でした。電気設備のほうは1社。あと1社は失格です。機械設備につきましては1社、低入札で、もう1社は低入札、低価格入札ではございませんでした。先ほどの失格の理由と言われますのは、株式会社中電工大竹営業所のことかと思われませんが、この失格というのは低価格入札というのは、工事の予定価格に対して適正な履行確保をできるかどうかを判断する基準額を下回った入札のことです。この判断するときには基本的判断基準と数値的判断基準というのがあるんですが、要綱に規定しております。数値的判断基準をクリアできなかったのが中電工になります。数値的判断基準というのは、設計金額に対して直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等にそれぞれ要綱に規定する係数を掛けた金額それぞれの項目でも、その金額から1項目でも下回った場合、調査もせずに失格になります。中電工大竹営業所は、その失格になってしまいました。旭日電気工業のほうを低入札価格調査しております。

以上でございます。

○北地委員長 よろしいですか。賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。まず、先ほどの低入札がほかにもあつて調査もしたということですけど、25%以下ですかね。例えば、建築工事の場合は今の落札した業者は約予定価格の80%言われましたね。80%は低入札に入りますか。

それと、テニスコートの23メートルのあたりは、大体どのぐらいになるんですか。今の駐車場のスペースの3分の1ぐらいが作業スペースで取られるのか、半分ぐらいになるのか。そのあたり台数分で、もし分かれば。1台間隔が2.5メートル間隔だろうと思うんです。

それと、将来的にまだ中庭のほうの整備をどういうふうになるかというのは今、検討中ということではよかったですかね。計画ができた段階で、また協議って言いますか報告されるんでしょうけども、いつ頃できるんでしょうか。

それと、市内業者が、先ほどAランクということで1,200点以上、1社しかいないとありましたけども、市内の業者そのものは建築業者、何社か大手ありますけども、なかなかこういう大きな物件が出るというのは少ないんで、当然、実績も挙がってこないし、そういう中で点数も1,200点というAランクになかなか届かない業者もおられるかと思うんですけども。そこら辺を踏まえて、業者の参加資格を市内業者育成ということを考えていただいて、もう少し要件を緩和した形で発注できないのかなと思うんですけども。特に、特殊なこども園の施行に当たって、特殊な技術がいるというようなものがあれば別ですけども、規模は若干、普通の民家より大きいというぐらいで十分、市内の業者でも施工はできるとっておったところなんですけども、結果的に市内業者の参加が、株式会社カシワバラ・コーポレーション大竹営業所が参加しておりますけども、業者が参加されてないということで非常に残念に思うんですけども。今後、件数、こういう大型物件はあんまりもう出てこないかも分かりませんが、できるだけ市内業者の育成のことを考えて参加できるよう

な要件設定をしていただきたいと思います。これは要望なんで、考え方があれば聞かせていただければと思います。

以上で、あれば答えていただきたいと思います。

○北地委員長 山田課長補佐。

○山田監理課課長補佐兼庶務係長 最初の御質問、低入札・低価格入札のことについてお答えいたします。設計金額に対して調査基準価格を設けまして、それを下回った入札が低価格入札になりますが、その調査基準価格の出し方ですけれども、先ほど直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費それぞれに、またこれも係数を掛けます。それは要鋼に規定しております係数で、全部足したものが調査基準価格になります。これが75%から92%の範囲内になります。国と一緒になんですけれども、それぞれ直接工事費とか違いますので、工事3件それぞれ調査基準価格も異なっていきます。すみません、80%、90%、70%っていうのは全部、75%から92%に入ってますので、その金額それぞれはある。予定価格で一言では言えないんですけれども、その価格を下回ったということです。25%ではなくて75%から92%の間の数字になります。

以上でございます。

○北地委員長 讚井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 2点目の質問でございます。仮設のヤード等の御質問でございますけれども、お配りというか提出しております資料のパスの一番最後のページのところが、バランスよく見えるんだと思いますけれども、建物の完成形は、現在のテニスコート、外壁面で言いますと手前側の、山側で考えますと大体テニスコートの位置より少し出っ張るかなというぐらいでございます。ただし、工事中は工事の範囲を仮設で囲んでいきます。その部分が、先ほど課長が申し上げたように、現状のテニスコートの花壇があるラインから23メートルぐらいになるんですけれども、これは現状の駐車場の区画線が入っているものでございますと、約7台分のところまでパネルで囲みまして、これは建物から結構、離れるんですけれども、その部分までが使えなく、パネルで囲みます。さらに、その間もうプラス2・3台分は、現状のこの駐車場を使う通路として2・3台分、またさらに減りますので、全体的に今の駐車場のこちらから、通路側から山側に向かっていくと10台分ぐらいは、パネルは7台分の辺りなんですけれども10台分ぐらいは、使えなくなるという状況です。また、これは業者とも今度、契約してから重々協議しまして、どうなっていくかというのは、詳細を詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○北地委員長 杉山課長補佐。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 中庭の件でございます。道路の計画とか、そういったものが今、動いている最中でございます。最終的な形ということで、おがたこども園ができた後に駐車場を収まるという話を課長から申し上げましたが、これは最終形ではなくて、あくまでも仮の形でございます。土地造成の土地ですので、いずれは売らなければいけません。それを踏まえて、将来的にどのような形で駐車場台数があるのかということで今、何パターンかつくるという作業をしております。ですので、いろんな公共団地とか市の土

地をいろいろ当たりまして、最終的にあそこに何台いるのかということ、そのときに動けるために何パターンか今、作成中でございます。

以上でございます。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。最後に、低入札に関連しまして、恵川橋の歩道橋の上部工が今年、2・3本計上されておりましたけども、聞くところによると、この前、本会議の中で土木課長が言われるように、不調に終わったと。発注したけども不調であったと聞きましたけども、せっかく4年目・5年目ぐらいになるかと思うんですが、地元も歩道橋が早くできることを願っておりますので、今後どういう方法にのっとして、落札されるようにしていくのか考えがあれば教えていただきたいと思います。

○北地委員長 小田課長。

○小田監理課長 今、非常に残念な結果になっております。今後、考えられる方法ですけど、一つにつきましては、まず、どうしても時期がもう遅れてますので、同じ内容で繰越をさせていただきまして、時期が違えば、また手を挙げていただける企業が出てくるかもしれないという形で、繰越等を年頭に置きながら対応していくという方法が一つ考えられます。次なる一つというのは、工事の内容、要件内容を見直すことによって、手を挙げていただける企業が出てくるのかなという方法があります。もう一つは、工種等について再検討をすることによって、また状況が変わってくるのかなということがあります。大きくは、この3点になります。ただ、今、お話ありましたように、大竹市民の方、特にとりわけあそこをよく使われる方につきましては、非常に関心を抱いている案件だと思っております。あの状態ですので、少しでも早く完成をして皆さんに喜んでいただけるような状況を検討して取り組んでいければと思っております。

以上です。

○北地委員長 通告を受けた質疑は以上となりますけども、他に質疑はございますか。

原田委員。

○原田委員 通告はしておりませんでしたが、二つお聞きしたいことがあります。一つは、大竹市役所の場合、そこまで駐車場の位置が複雑ではないんですが、この工事をしてる間、こういう工事をして、ここに駐車場があつて、このような形で入ったらいいんですよ、という案内があつてもいいんじゃないかなと。市民の方が迷うほどの場所ではないとは思いますが、駐車場の入り口が一つ塞がったりして、どう入っていったらいいか、迷ったとかいう話も聞いたりしますので。工事をしてる間に、案内板があれば、なおよいんじゃないかなと感じましたので。それは市のほうなのか業者のほうにお願いするのか分かりませんが、そういうものがあればよりいいんじゃないかなと感じました。これは要望になるかと思います。

もう一つ、市内の業者が落札しなかったという理由は分かったんですけども、市内の業者ではなくて、市外の業者が落札した。その業者との間に、今こういう時期ですので、市内の地元の方の雇用を促進してもらいたいという思いがあるんですけど。その業者との話し合いの中で地元の方の雇用について、何かお話があつたのかをお聞きしたいと思います。

す。

○北地委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 工事期間中は、庁舎周辺の案内表示につきましては、安全を確保できるよう分かりやすい表示に努めたいと考えております。

以上です。

○北地委員長 山田課長補佐。

○山田監理課課長補佐兼庶務係長 市内業者の雇用についてということでございますが、入札の公告をするときに、公告文の中に市内業者を使用してくださいというお願いはしております。そのほか、落札された後に市外業者を使われる場合は、市外業者を下請とする理由書を出していただきます。このたびの工事で市内の業者をとという要件は、特に設けておりませんし、元請が下請を選ばれますので、なかなか難しいところではございます。ただ、市からはお願いという形で出しております。

以上でございます。

○北地委員長 原田委員。

○原田委員 この工事に限らず、これから先、こういう時期でございますので、ぜひ地元の雇用も考えて、そのあたりも業者との話合いの中で、促進してもらえるようにお願いしてもらえれば、よりよいと思いますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 他に討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本3件を一括採決いたします。

日程第5、議案第77号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））、日程第6、議案第78号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））及び日程第7、議案第79号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））の3件を、原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により暫時、休憩いたします。

再開は13時にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

11時45分 休憩

12時58分 再開

○北地委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8、議案第69号工事施行協定の変更についてを議題といたします。

本件につきましては補足説明の申し出がございました。補足説明をお願いいたします。

山本部長。

○山本建設部長 議案第69号工事施行協定の変更についてでございますが、補足説明がございます。なお、議案ではございますが、大竹駅橋上駅舎化工事の施行に関する協定も同時に締結することにしております。資料の中に一部含んでおります。賀屋議員から事前に通告がございましたけど、この中に一部重複する部分がございますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

以上でございます。

○北地委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 では、私のほうから説明させていただきます。補足説明の資料としまして、3枚とじております資料1と、資料2として1枚。これを予定しております。

それでは、資料1の1ページを御覧ください。1ページの表には、議案第69号大竹駅自由通路等工事の施行に関する協定書の内容と、一部変更する内容を再度、示しております。本協定で実施する工事の内容は、表の6、内容の欄に記載しておりますが、自由通路等工事と、自由通路等整備に支障となる鉄道施設の移転工事等となっており、今回の変更は市民・高校生アンケート結果を踏まえ、一部、設計を見直し、工事内容や工事費の変更となったものでございます。

設計の見直しの内容については、次の2ページを御覧ください。内容につきましては、令和2年6月12日開催の生活環境委員協議会で御説明させていただきましたので、今回は要点のみ御説明させていただきます。図の左側が変更前、右側が変更後で自由通路の計画平面図を示しております。左右を比べながら御確認ください。図面の上側が東口側、下側が西口側となっております。本協定の工事範囲はオレンジ色の線で囲った範囲となります。主な設計見直しの内容は4点ございます。

まず、①公衆トイレの位置の変更です。西日本旅客鉄道株式会社が管理する青色で示しております駅事務室のレイアウトの見直しにより、黄色の公衆トイレの位置を駅事務室横に変更しております。

次に、②待合スペースの追加です。変更前の公衆トイレスペース、変更後の紫で示している位置を自由通路や駅利用者の利便性向上のため、休憩する場所、待ち合わせする場所としております。

次に、③エレベーターホールまでの通路にひさしの追加です。西口側、東口側ともに自由通路、外観デザインや歩行者動線を考慮いたしまして、ロータリーからエレベーターホールまでの間に赤色で示しております、雨よけのひさしを追加しております。

最後に、④管理用通路の追加です。自由通路壁面の管理や作業通路確保のため、東側の緑で示しております管理用通路を追加しております。

以上が、設計を見直した主な内容で、これらの見直しに伴い、工事費等が8,255万2,000円増額となっております。

続いて3ページ。参考、大竹駅橋上駅舎化工事の施行に関する協定書を御覧ください。こちらの協定に関しましては、議会の議決に附すべき契約でないため、議案としておりませんが、大竹駅周辺整備事業として関連がございますので、この機会に御説明させていただきます。本協定で実施する工事の内容は、表の6、内容の欄に記載しておりますが、橋上駅舎化及び跨線橋等改築工事と既存駅舎及び跨線橋撤去工事等となっております。今回、先ほどの駅事務室のレイアウトの見直し、コンパクト化。具体的に言いますと、駅事務室の床面積が220平方メートルから150平方メートルに変更となります。2ページの図面の青色に着色した範囲が変更されます。これにより工事費が削減されます。市負担額は変更前が17億9,529万3,000円でしたが、変更後が17億6,422万8,000円となり、3,106万5,000円減額となります。なお、下側のほうに記載しておりますが、大竹駅自由通路等工事の施行に関する協定と大竹駅橋上駅舎化工事の施行に関する協定を合わせました負担額は、変更前が36億9,073万5,000円でありましたが変更後は37億4,222万2,000円となります。5,148万7,000円の増額となります。

以上が、資料1の説明となります。

続きまして、資料2に移ります。資料2は大竹駅周辺整備事業・工程表及び概算事業費となっております。この表は、先ほども言いました、二つの協定変更を反映したのとなっております。表の見方としまして、上段の青色部分が大竹駅自由通路等工事の施行に関する協定に関するもの。赤色の部分が大竹駅橋上駅舎化工事の施行に関する協定に関するものとなっております。最下段の黄色い部分は市が施行する協定外工事に関するものということとなっております。表の中の数字、事業費は100万円単円で整理しております。かつこの数字は、そのうち交付金対象額となっております。

なお、平成31年度は実施額、令和2年度は年度協定や請負契約を締結しているものもあり、予定額として記載しております。さらに、令和3年度以降につきましては、今後の各鉄道事業者との協議や工事進捗、関係機関との協議等により、工程や事業費が変更する可能性がございますので、現時点、見込額として整理し記載しております。右側の青字で書いた、10億7,799万4,000円が今回の議案の大竹駅自由通路等工事の施行に関する協定の変更協定の市負担額となります。

また、その下の赤字で書いた17億6,422万8,000円が関連する大竹駅橋上駅舎化工事の施行に関する協定の変更協定の負担額となります。二つの変更協定の合計、市負担額は先ほども言いました37億4,222万2,000円となっており、これは平成30年度から令和5年までの6年間の設計されている継続費39億2,000万円の以内となっております。

さらに、最下段の黄色い部分は市が施工する協定外工事、東西広場の設計それから工事、用地買収、一般補償費の合計となっております。現時点は8億9,000万円を見込んでおり、大竹駅周辺整備事業の残事業の概算事業費の総計として現在のところ46億3,300万円の見込みとなっております。

最後に、今回の二つの協定の変更による大竹駅周辺整備事業のスケジュールの関係でご

ざいますが、自由通路橋上駅舎の完成年度、令和4年度に変更はございません。また、東西広場の完成年度、令和5年度の変更はございません。

以上、議案69号の補足説明を終わります。

○北地委員長 はい、ありがとうございました。

山田課長。

○山田都市計画課長 すみません。今、予備原稿を読む際に資料2の青字のところを10億7,700万という表現したんですが、正しくは19億7,799万4,000円の誤りでございます。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか、皆さん。ありがとうございました。

それでは、質疑の通告を受けておりますので発言を許可いたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 追加資料ありがとうございます。大分これで理解が深まりました。

それで、何点か聞いてみたいんですが、自由通路に関する協定については、設計変更の結果、8,255万2,000円ほど負担が増えたということは、前回6月の協議会の説明でも、どこをどういうふうに変更するというのを説明ありましたんで、この図面のように理解もしておりますけども。その結果のトイレが元の駅事務室のほうに変わったということで、駅事務室の全体の面積が、先ほど説明ありましたように、220平方メートルから150平方メートルに小さくなったということもございますけども、その結果として橋上駅舎の大竹市の負担部分が、3,106万5,000円ほど安くなったということも改めて資料で分かったわけですが、逆に大竹駅橋上駅舎化工事の施行に関する協定におけるJR側の負担は変更ないんでしょうか。全体の面積、小さくなったと、駅舎の関係で小さくなったことに対してのJR側の負担というのは、どうなっているのかというのが1点と。

それと、資料2のほうで、いわゆる交付金の対象事業が、かつこで書いてありますけども、それを全部足してみると34億5,200万円となるんですけども、現時点でいいんですけども、全体事業費の46億3,300万円ぐらいの見込みですけども、その中で単純に市の負担がどれぐらいになって、JR部分が幾らで、市の負担のうち、交付金対象事業として国が負担する、国からの補助がどれぐらいになるのかが、もし分かれば教えていただきたいと思うんですが。要するに、この大竹駅の橋上化と自由通路の整備の関係で、全体事業費のうち市の単独の真水がどれぐらいかかって、JRがどれぐらい出して、国がどれぐらい支援してくれるのかと。その額の概算でいいんですけども、分かる範囲で教えていただきたい。

それと、もう1点、今、資料2の下の段の協定外工事等という部分で、令和5年度に下の14番で用地買収というのが2回にわたってあるんですが、令和5年度分の用地買収という場所はどこを指しているのか。それと、その令和5年度で最終的な東口・西口の広場を含めた工事は完了するわけであって、その用地買収が最終年度に来てるということは、用地買収ができないと工事できないのではないかと思うんですが。できれば令和5年度に予定している用地買収が、令和3年度は何も予定がないんで、前倒して用地買収はできないのか。そういう工程の調整ができれば、安心して令和5年度の最終工事が迎えられるん

ではないかと思うんですが。そのあたりの用地買収がどこなのかと、見込みがもう令和5年度で確実にちゃんと契約だけすればいいようになってますということならいいんですが、そのあたりがどこをどれぐらい買収して、工事に影響があるのか、ないのか、そのあたりを教えていただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○北地委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 ありがとうございます。何点かございました。順に御説明させていただきます。JRの負担額に変更はないかということでございます。今、JRの負担額が8,295万9,000円となっておりますが、これは何をするかというと、JRのほうが駅構内のバリアフリー施設の整備とか、エレベーターの設置費用それから駅の建て替え相当額、減価償却分の合計となっております。今回の協定変更に伴って、そういった内容でございますので、直接あまり関係ないというか影響ない工事ということになりますので、今回その額については変更ございません。

続きまして、資料2のところで国の交付金とか起債とか、市の真水がどれぐらいなのかというところでございます。予算書をお持ちであれば203ページを開いていただければありがたいです。なければ口頭で言おうと思いますが、よろしいですか。203ページに継続費の設定を出しております。継続費の設定で39億2,000万円、今こちらの表でも書いてありますが、設定させていただいておりますが、そのうちこの予算書に書いておりますのが。まず、考え方としまして、先ほど言いました、かつこの交付金対象事業の55%国費でいただくという考えでございます。その対象額の残、裏負担分の90%を市で行う、持つようになっております。残りの交付金対象額以外と起債の裏90%の残り、これについては一般財源ということになっていまして、この中では一応、その他として地方創成事業基金というのを活用させていただくと考えております。その内容の具体的な額が、先ほど言いました203ページの継続費の設定で書いてございます。協定外の工事につきましても同様な考えでいくようになってくると考えております。今ざっくりなんですけど、交付金全てもらえるということになれば、この資料の2の表に挙げています総計、一番下のところ、9と16を足した総計から見ますと、国費が約18億9,800万円。それから起債が13億9,700万円。それからここははっきり分からないですが一般財源と基金で充てる額が20億4,400万円というぐらいの内訳になるのではないかと今、判断しております。

続きまして、三つ目、協定外工事の令和5年度、1億200万円のJRと契約してやっているところになります。この場所はJR大竹駅の現在西口の駅舎が建っているところになります。ここは、後々、広場にしますので、そこをかうところが概数ですが800平方メートル。それと自由通路のエレベーター部分に当たりますが、ここが30平方メートルございます。合計しますと、830平方メートルをJR西日本からかうこととなっております。JR西日本のほうと今いろいろ話してございますのは、構造物ができてからそこを買収しようということで、お話をしているところでございます。

また、全体の表を見ていただけたらと思うんですが、事業費がこの表で言いますと総計9足す16のところなんですけど、令和4年度に集中しておりますので、市としましては、そ

れを平準的に平準化して予算を確保しながら事業を進めたいということ、考えております。したがって、先ほど言いました令和5年度については、逆に額が少ない年度ではございますので、そちらで平準化の対応をしたいと考えております。

ということで、今の内容でよろしいでしょうか。

○北地委員長 よろしいですか。

賀屋委員。

○賀屋委員 はい、ありがとうございます。御丁寧な説明を頂きまして。大体、理解はできました。さっきの用地買収のところはJR西日本からの買収ということで、問題なく買収ができるということで、こういう工程になったということで、よく理解はできました。

それと、JR側の橋上駅舎の負担の部分が変わっていないと、変わらないということで8,295万9,000円ですか、JR側が負担をするというお金ですが。中身がバリアフリーのためのエレベーターの設置の費用、これはエレベーター2基をつけるのに8,300万円ぐらいでできるということなんでしょうね。そこは、もともと橋上駅をするしないにかかわらず、将来的にはバリアフリー化にしていかなければいけないということで、JRが自らエレベーターを設置する義務があると思うんですが、そのことが今回、同時にできるということで、そのJR側の負担というのは十分、理解はできるのですが。約8,200万円では、思ったよりエレベーター2基つけるの安いと思うんですけども。

それと、駅舎そのものの耐用年数が来ていると思うんですが、新しい駅舎になるわけですから、本来、JRが単独で駅舎を橋上化しようと思えば、先ほどの十七、八億かかるということになるかもしれませんが。今回、全部の負担が8,300万円ぐらいで済むということで、JRにとっては、渡りに船のような話で、非常に少ない負担でできることかと思えますけども。そのことでのJRとの交渉がもう少し。JRというのは、非常に大きな組織で厳しいかと思えますけども、大変苦労されとるかと思うんですけども。この協定がこれ以上変えることができないかも分かりませんが、何とかJRのほうに、もう少し協力ができるものがあれば、してもらえればと思うんですけども。そのあたりJRとの交渉の経緯とか、特に橋上駅に関して、なかなか難しいところもあるか分かりませんが、どう推移をしていったのかというのは、分かれば簡単に、難しいところはよく分かっていますけども、この橋上駅に関する負担の割合の話なんで、よろしく願います。

○北地委員長 バリアフリー事業の負担割合のことによろしいんですね。

実本課長補佐。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 すみません。協定の工事負担の割合ということで回答させていただきます。一応、負担の考え方が国土交通省の自由通路の整備及び管理に関する要綱で定められております。その中に、先ほど課長が申しましたようなバリアフリーの負担。それからエレベーターの負担。あと、駅の建て替え相当、そういったものを負担するという形になっております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

日域副委員長。

○日域委員 すみません。この期に及んで何を聞いとるんかって言われるかもしれませんが。例えば、さっき、おがたこども園の工事の契約がありましたよね。工事請負契約って言うんですけども。このJRのやつは工事施行協定なんですよね。それで、これは結局、協定って例えば指定管理なんかも協定っていうような気が、確かそうだったような気がしますけど。この工事を実際にやるのは発注者が誰で、受注者は工事会社ですよね。それは多分、JR系の工事会社がするんだと思いますけども。そういう発注者がいて受注者がいて、工事請負契約がそこにあると思いますけども。それに対して大竹市は、どういう立ち位置にあるのかなっていうのがあって。要は協力するっていうことですよね。それをこう契約みたいなイメージでこれ見たら、要はつかみどころがないですけども。そのあたり、こう細かなことではなくて、考え方そのものを、ざっくりとしたものをお話していただきたいと思うんですけど、できればよろしくをお願いします。

○北地委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 すみません。日域委員の御質問なんですけど、発注者はJR西日本となります。受注者は鉄建建設株式会社になっております。2番目に質問がありました工事の発注、なぜそういう協定なのかというところであると思いますが、今回、部長が答えます。

○北地委員長 山本建設部長。

○山本建設部長 大まかに言いますと、大竹市が工事発注すれば、大竹市が通常の発注者になります。大竹駅自由通路はJRの軌道の上ということで、JRにお願いするところなんですけど、あくまでも大竹市が財産を取得するものということでございますので、今回、議会に付することになります。駅舎については、大竹市の財産ではなくて、あくまでも補償物件ということでありますので、今回、議会には関係ないと、その辺の違いがあります。委託工事はするんですけど、最終的に大竹市の財産になる、財産取得ということでの今回のお話でございます。分かりにくくて、すみません。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 だから、例えば自由通路は、あれは都市計画道路ですよね。だから大竹市がお金出して市の財産になるんだと思いますけども。でも、その工事を大竹市は発注するわけではないわけですね。JRのほうに協力金ですかね、要するに資金を提供して工事を発注するのはJR西日本で、貨物も違うんですね。ある意味では、2社ありましたけど。なかなかそのあたりを理解しとかないと、私まだ無理ですけども。なかなか複雑怪奇ですね。また今度、教えてください。ありがとうございました。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代ございますか。少し時間を頂きます。

〔説明員交代〕

○北地委員長 それでは続きまして、日程第9、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本件については、補足説明はない旨の申し出を受けておりますので、これより質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑をお願いします。

藤川委員。

○藤川委員 お願いします。この条例、住民票その他の証明書の代理人が申請する際に、印鑑は要らない。今回の条例の一部改正は、なぜ今、この条例なのかと、この条例改正で全ての証明書類に代理人の印鑑は要らなくなるのでしょうか。それともまだ印鑑が要るものがあるのでしょうか。

○北地委員長 佐伯係長。

○佐伯市民務課主幹兼戸籍住民係長 ただいまの御質問でございますが、まず、なぜ今この条例改正なのかということですが、正直申しまして、平成20年頃に本来は、改正しておくべきだったものなのかもしれないのですが、担当部署のほうでは失念していたという感覚です。平成20年頃に住民票とか、ほかの証明書類に関しまして、本人確認の徹底をするというふうに法律が改正をされまして、その頃、私はこの部署にいなかったんですけども、その頃に市民課では戸籍住民系の窓口で、証明書の交付申請を受け付ける際に、申請書への押印を、その頃からほとんど失くしていたようです。ただし、印鑑登録証明書に関しては、条例に代理人は押印が要りますというのを残していたがために、今までずっと代理人が印鑑登録証明を取りにきた際には、押印を必ず頂いていることで、窓口で不便が生じることが多くて、このたび改正するに至りました。

もう一つの御質問ですが、ほかの代理人の申請とか、そういった場合に押印の必要とするものがあるのかという点に関しましては、規程上はもうございません。本人確認を徹底することで、本人の確認ができた場合には押印を求めておりません。窓口に来られた方が、本人確認書類を一切お持ちでない場合があります。その場合は口頭でいろんな事項を質問して聞き取りをさせていただく。その後で印鑑をお持ちであれば、印鑑も認印として押していただきましょうという場面はあるのですが、ほぼ押印は要らないことにしております。

以上です。

○北地委員長 いいですか。

以上で、通告を受けた質疑は以上となりますけども、他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認め、よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

補足説明なしの申し出を受けております。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。挙手をお願いいたします。

藤川委員。

○藤川委員 市のたばこ税に関する改正について。確かたばこ税、大竹市の税収、今、約1億9,000万円。2億円に少し足りないぐらいだと記憶しているんですが、今回の改正で税収見込みを教えてください。

○北地委員長 岡崎課長。

○岡崎市民税務課長 たばこ税改正による税収見込みについてお答えします。今、議員おっしゃるとおり、たばこ税については約1億9,000万円と推移しております。以前からの流れで御説明させていただきたいんですけども、市たばこ税の税収につきましては、ここ10年間では、平成27年度の約2億1,000万円をピークといたしまして、その後、平成28年度からは毎年減少しております。令和元年度につきましても約1億9,000万円になると見込んでおるんですけども、これは要因としては、近年のたばこ離れが要因だと考えております。

それで、このたび令和2年10月から葉巻たばこの税率が上がるということになるんですけども、これは令和2年度・令和3年度と段階的に上がっていきます。それと、以前の税制改正によりまして、製造たばこ全般の税率も令和2年10月と令和3年10月に上がる予定になっております。それで、どれぐらい税収が見込めるかということなんですけども、なかなか、たばこの本数が毎年どんどん減少しております。それで、これまでの税制改正で税率が上がった分とも比較しましても、やはり、たばこの本数の減少による相殺によりまして、今後の税収につきましては、令和2年度・令和3年度ともに約1億9,000万円前後でほぼ横ばいで推移すると推測しております。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。最近、私も何か疑問に思うことや何か思うことがあれば、大竹市のホームページをすぐ検索するんです。今回もネットで、たばこは地元でと普通にグーグルで検索したんです。他の自治体のホームページがたくさん出てきて、たばこ税の細かい内訳で、国の税金・市の税金・県の税金・消費税、などが出てきて、〇〇市には〇〇円、今年は税収があったと。たばこは地元で、と大きく書かれている各自治体、たくさんありました。その後、大竹市のホームページ、キーワード検索で、たばこを地元で、と検索したのですが、出てきませんでした。私の探し方が悪いのか、それとも大竹市のホームページには存在しないのでしょうか。もし存在しないのであれば、なぜこれを載せないのかなと思ひまして、お願いします。

○北地委員長 岡崎課長。

○岡崎市民税務課長 市ホームページで、たばこは地元で、というのは、現在、載せておりません。以前は載せた時代もあったみたいなので、いつから載せなくなったのか分からない、理由もよく分からないのが実情です。今後、これについては検討したいと思います。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。確かに今、喫煙しづらい時代なので、それで消したのかなとは思いますが。これはネットの調べだけなのですが、たばこは地元で、と書かれている看板も、ほかの市町には立っているのがネットで分かりました。昔は大竹市にも看板が立っていたと記憶しております。恥ずかしい話ですけど、私は市の税収とか全然知らなかったです。私はたばこ税の内訳に、大竹市に入る税収を知った1年前から、たばこは必ずどこに行くときも大竹市で買うようにしました。ほかの方も多分それを知ったら、そういう大竹市を愛する人を、僕みたいな方が出てくると思います。ぜひ今後は市広報なり市ホームページなりに、もちろん載せにくいとは思いますが、大々的ではなくてもいいので、細々とでいいのでアピールして行ってほしいと思います。お願いします。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

中川委員。

○中川委員 何点か質問させていただきます。私はたばこ吸わないので。

最初に、議案の概要の4ページの2改正の主な内容の(1)のエですけど、ここに個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合にはとありますけれども、この低未利用土地というのがよく分からないので、この定義というか。調べてみると何か利用価値が低いとか何とか出ているのですが、この定義というか、どういったことを基準に低未利用土地とするのかお聞きしたいと思います。

それから、次のオなのですが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった、文化芸術またはスポーツに関する一定の行事であって市長が指定するものの中止等により生じた、とあるのですが、この入場料金の払い戻

しをしなかった場合の税額控除があるということなのですが、これが私も初めて聞いて、どういったことなのか。その場合の払い戻しをしなかったときの証明となるものを、どういった手続をするのかということ、分かりやすく聞かせていただければと思いますのでお願いします。

○北地委員長 宮下係長。

○宮下市民税務課市民税係長 市民税係長の宮下と申します。2点、御質問があったかと思えます。

まず、低未利用土地のことに関する基準とか定義についてでございます。まず、低未利用土地とは居住の用、事業の用、その他の用途に供されておらず、またはその利用の程度が周辺地域における同一の用途もしくは、これに類する用途に供されている土地の利用の程度に比べて、著しく劣っていると認められる土地のことを言います。

今回、地方部を中心に全国的に空き地や空き家が増加する中、新たな利用意向を示すものへの土地の譲渡を促進するため、個人が所有する低額の未利用土地を、譲渡した場合の譲渡所得を控除することによって、土地の有効活用を通じた投資の促進。そして、地域活性化さらなる所有者不明の土地の発生予防を図るものでございます。

こちらの適用の条件でございますが、まず、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡したものでございます。そして、譲渡したものが個人であること。そして、譲渡する年の1月1日の時点において、所有期間が5年を超えるもの。そして、譲渡価格がその上にある建物等を含めて500万円以下であること。そして、都市計画区域内にその低未利用地が存在することが条件となっております。さらに言えば、借主の方が購入した、その土地・建物等を利用する意向があること。これには市町村の確認が必要となってきます。

この市町村の確認なんですけども、これは担当が都市計画課の建築住宅係になるんですが、まず、申請をするに当たりまして、この今回の特例措置を受けるためには、当該の低未利用土地等の売買契約書の写し、そして、譲渡の対価の額が500万円以下であることを明らかにする書類が必要です。それと、先ほど言った、建築住宅係が発行する低未利用土地等の確認書が必要となってきます。

ただ、市町村が確認書を交付するに当たって、必要な条件が幾つかございまして、まず、空き家バンクに登録していたことが分かること。そして、宅地・建物取引業者の広告を出していること。そして、電機・水道・ガスの使用中止日が確認できる書類。そして、その他低未利用土地として認めることができる書類。以上の四つの書類については、どれかに該当するものがあればよいとされております。

これらの書類が整いましたら、確定申告を行っていただくこととなります。こちら長期譲渡所得となりますので、税務署もしくは税理士のほうで確定申告をしていただくこととなります。

次に給付金の税額控除についてでございます。こちらについては令和2年2月1日から令和3年1月31日までに、日本国内で開催予定だったものの新型コロナウイルス感染症の影響等により、結果として中止になった一定の文化芸術・スポーツイベント等が対象とな

ります。

また、こちらの対象となるには、主催者、そのイベントの主催者が文化庁もしくはスポーツ庁のほうにイベントの指定を受けることが必要です。まず、主催者が文化庁またはスポーツ庁に申請を行います。そして、その文化庁・スポーツ庁が対象のイベントを指定した後に、その旨を文化庁・スポーツ庁のホームページに掲載をいたします。そして、指定を受けた主催者は、その指定を受けた旨を公表することとなっております。

そして、手続方法等についてでございます。寄附金控除、税額控除を受けたい者は、主催者が指定する方法によって、払い戻しをしない旨を連絡していただきます。次に、主催者が指定行事証明書、そして、払戻請求権放棄証明書が主催者から届きますので、確定申告をされる際に、その書類を提出していただくこととなります。

以上でございます。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 大変、面倒なことは分かりました。低未利用土地ですけど、要するに本人が申告しなければ分からないということですよ。それと、税額控除のイベントのチケットですけど、その証明を頂いて、確定申告となるんですけど、サラリーマンもやっぱり確定申告で出さなければならないということですかね。お願いします。

○北地委員長 宮下係長。

○宮下市民税務課市民税係長 今回のイベントに関する寄附金控除の申請ですが、こちらについては確定申告が必要となります。よろしくをお願いします。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

日域副委員長。

○日域委員 三つほどお願いいたします。最初に、さっきの質問の答弁というか、補足的なことを聞きたいんですけども。たばこは市内で買いましょって、昔はどこのたばこ屋さんにもかかってました。具体的に、この近くにセブンイレブン大竹御園店があります。あそこでたばこ買ったら、大竹市に税金入りますか。具体的にそういうのが一番いいと思うんですけど、かなりたばこの税金って、私、昔どっかで一般質問かなんかしたことがあるんですけど、複雑怪奇でよく分からないんですけども、お願いします。

それと、低未利用土地のことですけど、長期譲渡所得からの控除ですよ。今、2割ですから税金が。100万円以上、利益がある譲渡をしたら、要するに20万円あげますよと。翻訳したら、そういう意味だろうと思うんですけども。これらは国の決めたことに大竹市もついて行くという話ですから、大竹市に特に選択権はないと思いますからしょうがないんですけども。ああいう土地が売ってもしゃあないけん持っとるよって人が結構いて、確かに誰かにあげれば、有効活用というのはたくさんあると思うんで、機能してほしいなと思いますけども、これでどこまで機能するかなってというのは、正直あるんですけどもね。これ積極的な大竹市の立場として、積極的に期待してるものではないような気がするんですが、狭かったりすると、そもそも譲渡所得が出なかつたりしますし、答弁お願いしますって難しいですよ。何か思いがあったらお願いします。

それと、この入場券の話も降って湧いたような話で、面白いなと思ったんですが、私か

ら見たら、これ前売り券でしたよね。だから、まず、オリンピックがあります。広島でいうたらカーブがありますよね。カーブってむちゃくちゃ前売りじゃないですか。一つ思うのは、前売り券にするか当日券にするかっていうのは主催者の考え方ですよね。野球でもカーブみたいに徹底的に前売りするチームもあれば、当日券をちゃんと残すところもあるじゃないですか。当日券を残す、当日やろうと思っと思って新型コロナウイルスで中止になっても、やっぱり文化的な行事はダメージ受けるわけですよね。前売り券のところは、キャンセルを断ったら税金で面倒見てあげましょう。税額控除ですから全額ですよね。前売りじゃないのは対象じゃありませんっていうと目的が見えないんですよね。文化的行事のほうにダメージ受けるから、それを支援してあげようというのであれば、これじゃ足りないような気がしますし。私の解釈であればですよ。その辺はどう思われます。中途半端だなどという気がするんですけどね。それともちろん、世の中、税金を払ってる人は一部ですから、お父さんが働いていても、子供とかお母さんは働いてないかもしれないし、そしたら税額控除できませんよね。なんか物すごいバランスの悪い制度のような気がするんですが、その辺の思いがあったら、お答えいただきたいと思います。

○北地委員長 はい、どうぞ。

○坂井市民税務課主幹兼収税係長 市民税務課主幹兼収税係長の坂井です。第1点の、たばこ税、コンビニで買ったものについて対象になるのかという御質問ですけども、市内のたばこ販売については、取扱店が今49店舗ございます。その中にはコンビニ・スーパー・ホームセンター・ドラッグストア・個人経営店とかあるんですけども、コンビニに関しましては、フランチャイズであるとか、ないとかっていうのがありますので、市内にある全てのコンビニで買ったものについて、それが市の税金になるかといったら、全てではないというのがお答えになります。

以上です。

○北地委員長 岡崎課長。

○岡崎市民税務課長 低未利用土地の譲渡をしても利益があまり出ないのではないかということに対する回答ですけども、なかなか回答というのは難しいんですけども、今まで低未利用土地につきましては、売却収入が低くなる、その割には仲介手数料とか解体費とか測量費などの費用負担が重いと。いろんな支出があった上に、さらに譲渡所得税の負担感が大きいということがあろうかと思えます。そのために土地を売らずに、そのまま低未利用土地として放置されてるような実態というの、これまであったと考えられます。税金の関係で言いますと、これまで、譲渡価格から諸経費を差し引いた残りの譲渡所得が利益になって、それが全て課税対象になっていたんですけども。今回の特例措置ではそこから100万円が控除されることで、課税対象額が少なくなって。100万円の控除部分といいますと国税の所得税で言えば、15万円。市県民税で言えば5万円。合わせて20万円の減税ということになるかと思えます。今回の特例措置で、どこまでこの低未利用土地の譲渡が活発になるかは、まだ未知数なんですけども、今回の特例措置が行われて、新しい所有者による低未利用土地が適切に利活用されて、管理されるような動きになれば、また、所有者不明土地の発生も予防するようなことになることを期待しております。

以上です。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 予約等で売るチケット、当日売るチケット違いがあるじゃないかというのですが、払戻請求権が発生していないものにつきましては、相手方っていうか主催者側にお金が入っていないわけですから、これは対象になってないっていうのは事実です。中途半端じゃないかって言われればそうなんですけれども、その事業全体を見るときには、多分、持続化給付金であるとか、いろいろなほかの手だてを政府として打たれているのだと思います。これは税の関係なんですけれども、大体、何事も催物に行こうと思う者は、その主催者側から見ればファンになろうかと思えます。好きで行くと。その方たちがチケットを購入していて、少しでもその主催者の経営を助けたいと、そういう思いがあるのでチケットの払い戻しをしない。その尊い行動に対して、税額を控除しようという制度ですので、政府だけじゃなく皆さんで助けましょうという思いと、思っただければよろしいかと思えます。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 たばこ税ですけども、結局、販売店がどこにあるかということで、決まっていじゃないですか。だから、さっきの藤川委員の質問じゃありませんけど、そこでシールが貼ってあり、ここで買ったら大竹市に税金入りますっていうのが分かれば、その行為に報いることになるんですけども、勘違いしてよその自治体に入ったら、おもしろくないじゃないですか。私は、昔、質問したと言いましたけど、理由があるんです。戸河内町が昔、合併する前、たばこ税が多かった。そういうある種、不正かもしれませんが、よそで売ったやつが全部、戸河内町にカウントされてるんです。そういうのがあって、おまえおかしいでって言って、私に言ったやつがいて、調べたことがあるんですけどね。やっぱり、そんなのはさておいて、販売店があるところで税金納めてほしいな、納めることにしてほしいなというのが形としてお願いしたいですよ。大竹市がどうこうできるもんじゃないんだと思えますけども。

それと、低未利用土地のことですけど、中途半端な気もしますけど。でも、これ上手に周知して皆さん、そういう低未利用土地を、じゃあこの際、売ろうとか買おうかと思ってもらえれば、マイナスはないですから動いただけはプラスですから。本当に中途半端な土地がまちづくりを邪魔してるってありますからね。ぜひ、周知してほしいなと思えます。

入場券については、これ市長が指定するんですよ。どうやって指定するんか知りませんが、カープファンからしてみたら、あそこ第1号に指定してほしいなという気がしますが、そうすれば要するに、払い戻しをしなくていいわけですよ。カープの球団そのものが。そういうことだと思いますけども、いろいろ言いましたけど、要望ですけども、ありがとうございました。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 大竹市でもカープのチケット買っている方は、たくさんいらっしゃると思います。私も買っていますけど。カープのチケットを払い戻しというのが公式ホームページ見たら出てくると思います。カープの球団は、これに申請をせず返しますというス

タンスを取っておられますので、これは今のところ対象になっておりません。どのようにして市長が指定するのかということですが、今、文化庁。文部科学大臣が指定した公演等というものを、そのまま市長が指定をしようと考えております。国事行為によって行う予定です。

○北地委員長 よろしいですか。通告を受けた質疑は以上でございますけども、他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 通告をしておりませんが、発言を許していただき、ありがとうございます。

今の審査のやり取りを聞いていて、私が勘違いをしていたというのに気がついたものから、確認をしたくて。まず、イベントの話ですが、これはよその自治体のイベントを入山市長が指定するということになるのでしょうか。そうすると、大竹市長は指定しているけども、廿日市市長は指定しませんでしたということも、可能性としてある制度なのかどうかをお尋ねいたします。

それと、もう一つ、低未利用土地ですが、先ほどから空き家バンクの推進に、空き家をなくしていく、利用していない土地をなくしていくことに効果があるのではないかと期待の声を頂きましたが、これ該当するのは、都市計画区域ですよね。都市計画区域で該当するところ、土地、広さと言ったら、具体的に大竹市で言ったらどういうところをイメージしたらいいのかな。もう既に、これ大竹市のホームページに低未利用土地のこの活用については紹介されていますが、これ見てもあんまりよく分からないので。今後、効果がある取り組みをしようと思っているなら、不十分ではないかと思えますけどね。そのあたりをどう思っているのかをお聞かせください。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 チケットの寄附のほうの話です。大竹市長が指定するものと廿日市市長が指定するものが違うことはあるかという。あろうかとは思いますが、その市長が指定するのは、その市民の税金を控除するから、その市長が指定するというのが原則ですから、よそのチケットを買っても、それが文部科学大臣の認定を受けたものであれば対象になります。だから、廿日市市長がこれをしないという判断をされればですが、まずされると思えますので、最終的には、ほぼ同じになるのではないかと考えております。

○北地委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 譲渡価格が500万円以下という制限がある中で、市街地で500万円以下の土地となると、平均がどのくらい分かりませんが、坪15万円ぐらいとかになると約30坪とか、そんなところになるのではないかとはいえます。市街化調整区域も入っているので、そういうところは少しあるとは思いますが。あとは、国のホームページを見ますと、本当に小さな土地で倉庫みたいなのが載っていましたが、隣の人が一緒に畑とか車庫にするとかという方で買われる方が、ひょっとしたらいらっしゃるのかもしれませんが。そういう認識はしております。7月1日からとなっておりますが、今のところ、そういう物件が出た、相談があった案件は都市計画課のほうにはございません。

以上でございます。

○北地委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。イベントに関しては今、オリンピックが対象だということを知りまして、なるほどとよく分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一つ。今、低未利用土地ですが、空き家バンクに登録しているのが条件って聞いたような気がするんですけども、これは間違いないでしょうか。

○北地委員長 讚井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 すみません。先ほどの説明にもあったかと思われますけれども、空き家バンクが条件ではございません。低未利用土地でございますので、あくまで土地もしくは建物がある場合においては、原則その建物が利用されていないというのが分かればいいということとして、3,000万円控除の特例措置とかほかに、いろいろございますけれども、申請者が空き家バンクに登録している場合であれば、市でも確認はできますけど、市の空き家バンク。そうじゃない場合、不動産物件として不動産屋さんが持たれていて、空き家として売りに出されていたという証明があってもよいし、もしくは電気・水道・ガスとか、そういうもので確認をして、大半がそうなるんじゃないかなと思われれるんですけども。これは建物があった場合です。全然使われてないというのが分かればいいので、どれかでございますので、空き家バンクへの登録がなくても大丈夫でございます。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川議長 すみません。勘違いしていました。どれかに該当すればいいということですね。空き家バンクだったら、今、ゼロなのでどうするのかなど思ったんですけども。あまり大邸宅が建つような土地は、該当しそうでないということではありますが、ぜひ物件が動くように市ホームページなり市広報なり使って、また宣伝していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま、議案第76号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、答弁に訂正があるという申し出がございましたので、上下水道局のほうからお願いいたします。

上下水道局長。

○古賀上下水道局長 時間を頂きありがとうございます。日程第4、議案第76号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の賀屋委員の質問に対する答弁において、議案書72ページ、負担金の、和木町との負担割合について、少し誤解のあるような説明をしてしまいましたので、改めまして、数字のこともありますので説明をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○北地委員長 長久主幹。

○長久工務課副参事兼下水道係長 上下水道局工務課副参事の長久です。午前中、和木町との大竹下水処理場の維持管理修繕及び管理に関する負担金の和木町の負担割合28%、下水処理場の改築更新等に関わる負担金、和木町の負担23%。この件の23%については、国庫の負担がある、なしにかかわらず23%ということで訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○北地委員長 賀屋委員、よろしいでしょうか。

それでは、説明員の交代でございますか。しばらく時間を頂きます。

〔説明員交代〕

○北地委員長 それでは続きまして、日程第11、議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、補足説明はない旨、連絡を受けておりますので、質疑に入ります。

本件に関しましては、事前に通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

日域副委員長。

○日域委員 直接、議案とは関係ないんですけども、最近、医療機関に行く人が減ったという話があって、私も正直言って、電話して薬をもらったりしてますけども。そういう状況が、この国民健康保険会計っていうか、現在進行形の中に数字で、もし表れてるようであれば、紹介してほしいなと思ってます。お願いします。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 では、御質問のあった国民健康保険の医療費の反映について、御説明させていただきます。医療費の総額は被保険者数の減少の影響も受けておりますので、全体というよりは1人当たりの医療費、これを昨年の同月と比較して御説明したいと思います。

3月診療分は増加しておりましたが、緊急事態宣言が出された4月診療分は9%減少、5月診療分は2%程度減少しております。緊急事態宣言解除後の6月診療分は前年同月と比べると2%程度増加しておりました。その後、新型コロナウイルスの感染者が再び増加した7月診療分は9%程度減少しているという状況でございます。

以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 ありがとうございます。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に討論はなしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして日程第12、議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、補足説明はない旨、連絡を受けておりますので、質疑に入ります。質疑の通告を受けておりませんが、質疑はございますか。

中川委員。

○中川委員 すみません。通告してないのに。気になることがあったので、一つだけ。

介護保険料は40歳から支払いだったんですかね。普通徴収の第1期は7月31日が支払い期限ですね。そこで、相談を受けたんですけど、年金生活の人、私は厚生年金ですけど。国民年金とかだったら額が少なく、支払いに非常に、苦勞している方が何人かいらっしゃるわけですけども。国民年金の最初の受給の誕生日が8月、9月だったら、10月とか11月とかになるんですけど。その同じ年に介護保険料を7月31日までに支払わないといけないけど、まだ年金の受給がされてないので払えないと。こういった場合の猶予をできればしてほしい、という声があったんですけど、そこら辺どうなんでしょうか。お願いします。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 すみません。担当職員がここにいないので詳しいことが分からないんですけども、年金を受給する月と介護保険料という話を今されたので、65歳になられた方ということなんでしょうね。65歳になると普通徴収で1号被保険者ということで最初、納付書が届くと思います。その次の年からだったと思うんですけど、年金から特別徴収がされるというのが制度だったと思います。少しの間どうにかならないかということだろうと思います。前年の所得、今年の所得と比べたときに所得が大きく変わっていないとかいうことがありますので、なかなか制度としては対応が難しいと思いますので、窓口に個人的に御相談に来ていただいて、その部分を分納するとか、少し待ちますよという誓約を交わすとか、そういった方法があるかと思いますが、そのときには御相談をいただけ

たらと思います。

○北地委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 はい、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に討論はなしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

14時21分 閉会